

湯本地区オンデマンド交通実証運行業務委託仕様書

1 委託業務名

湯本地区オンデマンド交通実証運行業務委託

2 目的

公共交通が十分に整備されていない湯本地区では、高齢者の移動手段が限られているため、生活圏が狭まり、地域活性化にも影響を及ぼしている状況である。また、同地区では後期高齢者の約4割が運転免許を保有しておらず、自家用車に頼ることも難しいのが現状である。そこで、実証運行として、利用者のニーズに応じた個別対応型の交通サービスを提供し、公共交通の利用が困難な地域でも高齢者が安全かつ自由に移動できる環境を整備することで、地域全体の生活環境の改善や経済活動の活性化を図ることを目的とする。

さらに、湯本小学校や湯本幼稚園へのスクールバスとしても活用し、車両の効率的な運用を図る。

3 内容

(1) 車両運行業務

ア 運行地域

運行地域は、湯本地区の全域とし、その範囲は別図のとおりとする。

なお、年度途中で運行地域を変更する場合は、発注者は受注者に対し、変更日の2か月前までにこれを通告し、双方協議のうえ決定するものとする。

イ 運行形態 市町村運営自家用有償旅客運送（湯本地区通学バス運行含む）

ウ 運行時間 午前7時00分から午後5時00分まで

エ 運行期間 令和7年10月1日から令和8年3月31日まで

オ 運行日 月曜日から金曜日までとし、土曜日、日曜日、祝日及び12月29日から1月3日までの年末年始を除く。

カ 運行日の変更

天候その他やむを得ない事由により運行日を変更する場合は、発注者と協議のうえ決定するものとし、これに伴う違約金等は互いに請求しないものとする。

キ 運行車両

トヨタハイエースグランドキャビン相当の発注者が指定する車両（以下「運行車両」という。）1台により運行するものとする。

ク 運行方法

（ア）別に定める湯本地区通学バス運行業務を行うものとする。

（イ）前号の運行業務以外の時間帯において、利用者からの予約により運行するものとし、予約人数に見合った効率的な運行に努めるものとする。

ケ 自家用有償旅客運送の届出等及び運行に要する書類

(ア) 受注者は、自家用有償旅客運送の届出等にあたり、必要な書類を作成し、発注者に提出するものとする。

(イ) 受注者は、自家用有償旅客運送の実施にあたり、道路運送法施行規則の定めるところにより、必要な書類を作成し、保存しなければならない。

(ウ) 前号の書類は、発注者の求めがあった場合には、その指示に従い提出するものとする。

コ 自家用有償旅客運送（湯本地区通学バス運行）の表示

(ア) 受注者は、発注者が支給する車両ステッカー（２枚）を利用者に見えるよう車両の左右に貼付するものとする。

(イ) 車両ステッカーは、受注者において保管・管理するものとし、ステッカーの紛失、破損等があった際には、速やかに発注者に連絡するものとする。

(2) 予約受付業務

予約受付業務を次のとおり行うものとする。

ア 予約受付体制の確保

受注者の事務所内に予約受付ができる体制を確保するものとする。

イ 予約受付方法

予約受付は、原則、利用日の前日までに電話でのみ受け付けるものとする。

ウ 予約受付時間

受付時間は、受注者の営業時間内とする。

エ 利用対象者

利用対象者は、乗降介助を要しない一人で乗り降り可能な者又は付き添いにより乗り降りが可能な者を対象とし、特に利用者を制限しないものとする。

(3) 利用料金徴収業務

ア 利用回数及び料金

一人一乗車あたりの利用料金は２００円とする。

また、障害者手帳を有している者及び小学生については、一人一乗車あたりの利用料金を１００円とする。ただし、障害者手帳を有する小学生は無料とする。

未就学児は無料とするが、保護者の同伴を必要とする。

なお、湯本地区通学バス利用の際は上記の限りではない。

イ 利用料金の徴収

利用料金については、運賃箱による現金徴収又は「NORUCA」システムによるキャッシュレス決済とする。

なお、月額定額制等による定期券が発行されている場合は、利用者名及び有効期限を確認のうえ、乗車させるものとする。

ウ 利用料金の回収

現金による利用料金は、発注者が指定する運行車両を所有する事業者（以下「運

行車両所有者」という。)が定期的に回収するものとする。

なお、利用料金の回収時期は、受注者と運行車両所有者との間で調整するものとする。

(4) 車両管理業務

ア 管理車両

運行車両 1 台

イ 管理車両の保管場所

発注者または受注者の所在地において保管するものとする。

ウ 管理車両の維持管理

管理車両については、日常定期に点検整備及び修理を行うものとする。

ただし、エンジン本体、又は腐食による車体の整備、修理及び交換については、運行車両所有者が行うものとする。

エ 管理車両の燃料購入及び給油

燃料の給油については、発注者が指定する給油所において給油するものとし、その費用は発注者が負担する。

オ 管理車両の消耗品及び備品の補充、交換等の維持管理

(ア) 消耗品とは、車両の美観及び性能維持のために使用する物品であり、かつ、日常の車両手入れに使用するワックス・ガラスクリーナー・ポリッシュクリーナー・洗剤・ウォッシャー液及びくもり止め類・洗車ブラシ・モップ・ウェス・バケツ・たわし及びほうき類をいう。

(イ) 備品とは、工具・ジャッキ・スペアタイヤ・警告反射板（三角表示板）・タイヤストッパー・非常信号用具（非常灯又は発煙筒）・タイヤチェーン・消火器・脚立類の標準仕様・物をいう。

カ 自動車保険（任意保険）に関する加入及び請求等一切の事務

(ア) 発注者は、次の内容以上の自動車保険に加入するものとする。

項 目	保険金額
車両保険	時 価
対人賠償	無制限
対物賠償	無制限
搭乗者傷害	1 名につき、3,000 万円

なお、委託業務の履行中、受注者の故意又は過失により損害又は過失により損害を与えた場合、発注者、受注者及び発注者の契約する保険会社と協議の上対応するものとする。

(イ) 事故の処理及び補償に関する一切の業務及びその他付帯する業務

(ウ) 受注者は、運行上の事故等があった場合は、その程度に関わらず速やかに発注者に電話連絡にて報告を行い、書面をもって発注者に処理内容等を報告す

るものとする。

(エ) 受注者は、事故により乗客もしくは通行人等に負傷者が生じた場合は、速やかにその救護及び二次被害防止のための安全確保に努めるものとし、並行して警察及び救急車の要請等、必要な措置を講じなければならない。

キ 車検に伴う法定費用

車検に伴う法定費用（自動車重量税、自動車損害賠償責任保険及び印紙代）及び整備費用については、運行車両所有者において負担するものとする。

(5) 自動車管理責任者及び自動車管理者

ア 自動車管理責任者

業務を総合的に担当し、自動車管理者への支持、指揮監督及び管理を行い、村との連絡等の任に当たるものとする。

イ 自動車管理者

自動車管理責任者の指示又は指揮命令に基づき、委託業務を実施するものとする。

(6) 報告書の提出

受注者は、毎月の業務報告書に当該月の業務日報、利用者数及び現金収入額など運行に係る関係書類を添付し、翌月10日までに発注者へ提出するものとする。

また、利用者からの意見・要望等があった際は、業務報告書提出と併せて任意様式により報告するものとする。

(7) 車両運行中の機器等のトラブル対応

車両運行中において、車両や料金箱もしくは「NORUCA」決済システムに予期せぬトラブルが発生し、受注者の独力では解消できない場合は、運行車両所有者があらかじめ提示する支援窓口に連絡を行い、機器等トラブルの解消に向け、双方協力のうえ対応するものとする。

トラブルの発生・対応状況については、発注者へも随時報告を行うものとする。ただし、運行に影響が無く、かつ再発の恐れがない軽微なトラブルについては、業務日報への記載により発注者への報告とすることができる。

(8) 苦情・トラブル等への対応

利用者もしくは通行人等からの苦情・トラブルは、受注者の責任において誠実に対応するものとする。苦情・トラブルの発生・対応状況について業務日報に詳細を記載し発注者へ報告するものとする。ただし、重大な案件や相手方への対応に苦慮する案件については、別途書面で報告書を作成し発注者へ随時報告し、都度対応を協議することとする。

実証運行事業の制度に関する苦情は、発注者の責任において対応するものとする。

別 記

湯本地区通学バス運行業務

1 目的

本業務は、羽鳥小学校の統合により、通学路の変更及び通学距離の増加する児童の通学の用に供するため、児童送迎バスを運行することを目的とする。

2 権利義務の譲渡禁止等

本業務は、受注者が自らその責任において運行してこれを行うものとし、これを他に下請けさせてはならない。

3 使用車両及び配車

受注者は、運送にあたっては、仕様書 2（1）クの運行車両を使用するものとする。

受注者は、運行車両を発注者が指定する時刻及びコースにより運行するものとし、運行日、運行時刻等を変更する場合にあたっては、すみやかに受注者に連絡するものとする。

4 運行車両の運転

受注者は、受注者の発行する身分証明書を携帯した運転士に運行車両を運転させなければならない。

5 運行予定表の作成及び変更

発注者は、運行予定表を作成して受注者に提出するものとする。これを変更する場合もまた同様とする。

6 到着時刻の遅延

受注者は、運行車両が 3 の配車時刻及び 5 の運行予定表による発注者の指定する場所への到着時刻に到着するよう運行の管理について万全を期しやむ得ない理由により遅延するおそれがあるときは、直ちにその旨を発注者に通報するものとする。

7 事故発生連絡

発注者及び受注者は運送にあたり、天災、交通事故その他やむをえない理由により運送に支障が生じ、又は、生じるおそれがあるときは、直ちに相互に連絡するとともに適切な措置をとらなければならない。

